

千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、県内医療機関が、臨床調査個人票及び医療意見書（以下「臨床調査個人票等」という。）の電子化に対応するために必要な業務システムの改修等の環境整備を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、千葉県（以下「県」という。）とする。

(事業内容)

第3 この要綱に基づき、県は、千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業を実施する。

(1) 内容

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第1項に規定する指定医(以下「小慢指定医」という。)が勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定により許可を受けた県内の病院及び診療所、並びに同法第8条の規定により届出をした県内の診療所(以下「指定医の勤務する医療機関」という。)が、臨床調査個人票等の電子化に対応するために必要な業務システムの改修等の環境整備を実施する費用について補助を行う。

(2) 対象者

指定医の勤務する医療機関の設置者とする。ただし、千葉市に所在する指定医の勤務する医療機関並びに船橋市及び柏市(以下「中核市」という。)に所在する指定医の勤務する医療機関のうち小慢指定医のみが勤務する医療機関については本事業の対象外とする。また、他の自治体が行う本事業と同種の事業について、補助金の交付を受けた医療機関及び申請している医療機関についても対象外とする。

(事業の決定)

第4 本事業は、対象者からの申請書類に基づき決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額及びその他補助金の算定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から適用する。